

質問に対する回答書
件名) 関越自動車道 高崎管内舗装補修工事

| No | 質問箇所 | 質問事項 | 回答 |
|----|--|---|--|
| 1 | 設計図 (前橋地区付加車線) 19/47 参考図 STEP図(2) ~ 20/47 参考図 STEP図(3) | STEP. 7~10の作業 (路面切削～表層) は、仮設防護を全延長撤去し解放後、車線規制にて施工すると考えてよろしいでしょうか。 | 6月10日付け質問書に対する回答において、確認中としておりましたご質問について回答いたします。 仮設防護柵区間のSTEP7~STEP10の作業 (路面切削～表層) は、日々の車線規制にて施工する区間の仮設防護柵の延長分を下流側より撤去し交通解放するものとお考えください。 上記については交付図書を訂正いたします。 |
| 3 | 設計図 (前橋地区付加車線) 13/47 横断図(6) | 橋梁部の床版防水工A (グレートⅡ) の施工について、養生・各種試験等を考慮すると、仮設防護柵下付近の施工は、昼夜連続車線規制が必要と考えますが、ご教示お願いします。 | 6月10日付け質問書に対する回答において、確認中としておりましたご質問について回答いたします。 設計図13/47に示す床版防水工の種別に誤りがありました。正しくは、路面切削工C施工部分の床版防水工の種別は床版防水工Bとなります。 上記については交付図書を訂正いたします。 |
| 4 | 特記仕様書 P49~50 仮設防護柵工 | 仮設防護柵工の撤去工は、特記仕様書から読み取ると、撤去作業のみの計上であり、撤去に関わる運搬費は設計価格に計上しないと考えてよろしいでしょうか。 | 6月10日付け質問書に対する回答において、確認中としておりましたご質問について回答いたします。 仮設防護柵工 撤去工については、仮設防護柵を撤去し前橋作業基地まで運搬する費用を含みます。 なお、特記仕様書5-1「敷地の使用」、20-31-2「種別」、20-31-4「支払」、22-1「設計図書の変更及び追加について」に運搬に関する記載を追加します。 上記については交付図書を訂正いたします。 |
| 5 | 特記仕様書 P31 床版防水工 | 床版防水工A (グレートⅡ) について、下地処理方法がダイヤモンド研掃機とありますが、新設部分以外 (路面切削工C部分) の下地処理もダイヤモンド研掃と考えてよろしいでしょうか。また、既設床版防水が確認された場合、他工法での検討となるのでしょうかご教示お願いします。 | 6月10日付け質問書に対する回答において、確認中としておりましたご質問について回答いたします。 設計図13/47に示す床版防水工の種別に誤りがありました。正しくは、路面切削工C施工部分の床版防水工の種別は床版防水工Bとなります。 上記については交付図書を訂正いたします。 なお、既設床版防水層が確認された場合は別途変更協議の対象となります。 |